

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月19日  
 福島地方裁判所郡山支部  
 裁判所書記官 遠藤 真也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 7年 4月 9日から 令和 7年 4月16日まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月23日 午前10時00分 場 所 福島地方裁判所郡山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月14日 午前 9時30分 場 所 福島地方裁判所郡山支部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月24日 午前10時00分から 令和 7年 4月28日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月19日から、当庁閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 郡山市芳賀二丁目  
地 番 171番2  
地 目 宅地  
地 積 498.00平方メートル  
持分2分の1

## 物 件 明 細 書

令和 7年 2月20日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 遠 藤 真 也

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

C及び売却対象外の共有持分を有するDが占有している。C及びDの占有権原は使用借権と認められる。

売却対象外建物(家屋番号171番2)が本件土地上に存在する。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記

載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室に別ファイルとして備え付けてあります。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 郡山市芳賀二丁目  
地 番 171番2  
地 目 宅地  
地 積 498.00平方メートル  
共有者 A 持分2分の1



令和 6年(又)第 33号  
令和 6年11月29日受理  
令和 6年12月20日提出

# 現況調査報告書

福島地方裁判所郡山支部

執行官 穴 戸 真

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 郡山市芳賀二丁目  
地 番 171番2  
地 目 宅地  
地 積 498.00平方メートル  
共有者 A 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	郡山市芳賀2丁目15-13
土地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> 農地（物件 ） <input type="checkbox"/> 雑種地（物件 ） <input type="checkbox"/> 山林（物件 ） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者（建物共有者C、D） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者らが本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	物件1の北東側にカーポートが存する 物件1の北西端に電柱（アンテナ柱）が存する
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [ 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物（目的外建物）	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1 関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> C、D
占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人 (■債務者の陳述) / <input type="checkbox"/> 提示文書 ( ) の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	年 月 日
最初の契約日	年 月 日
契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種類別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 共有者 (A、D) <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
当事者借主	<input checked="" type="checkbox"/> 共有者 (C、D) <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
賃料・支払時期等	毎金 円 (毎 限り分支払) <input type="checkbox"/> 前払 ( 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 ( 分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	<input type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1 関係)	
所在地	郡山市芳賀二丁目171番地2
家屋番号	<input type="checkbox"/> ない(未登記) <input checked="" type="checkbox"/> 171番2
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
構造	木造スレート葺2階建
床面積(概略)	1階 120.40平方メートル 2階 76.51平方メートル
所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者(D) <input checked="" type="checkbox"/> その他の者(C) <input type="checkbox"/> 不明
建築時期	<input checked="" type="checkbox"/> 平成4年7月31日 <input type="checkbox"/> 不明
建築者	<input checked="" type="checkbox"/> 現共有者(C) <input checked="" type="checkbox"/> その他の者(B) <input type="checkbox"/> 不明
その他の事項	Cの共有持分は、3分の1である Dの共有持分は、3分の2である

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ 債務者 A (物件共有者)</p>	<p>1 私は、本件の債務者です。</p> <p>2 本件土地は、平成28年6月に、私と兄Dが、祖父Eから2分の1ずつ相続しています。</p> <p>3 本件土地上にある目的外建物（171番2）は、平成4年7月の新築ですが、建てた当時は、父Bが3分の2、母Cが3分の1の共有となっていました。</p> <p>4 E名義の土地上に、B及びC名義の建物を建て、家族で住んでいたため、当時から賃貸借契約等は結んでいません。</p> <p>5 その後、平成18年10月に父Bが亡くなり、Bの持分3分の2を兄Dが相続しました。</p> <p>6 兄Dが相続して以降、D以外の共有者が異なりますが、親子間のことでもあり、賃貸借契約等は結んでいません。</p> <p>7 3、4年前の福島県沖地震により、地盤が6センチメートル程陥没しています。</p> <p style="text-align: right;">（12月18日物件所在地で面談し事情聴取）</p>

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

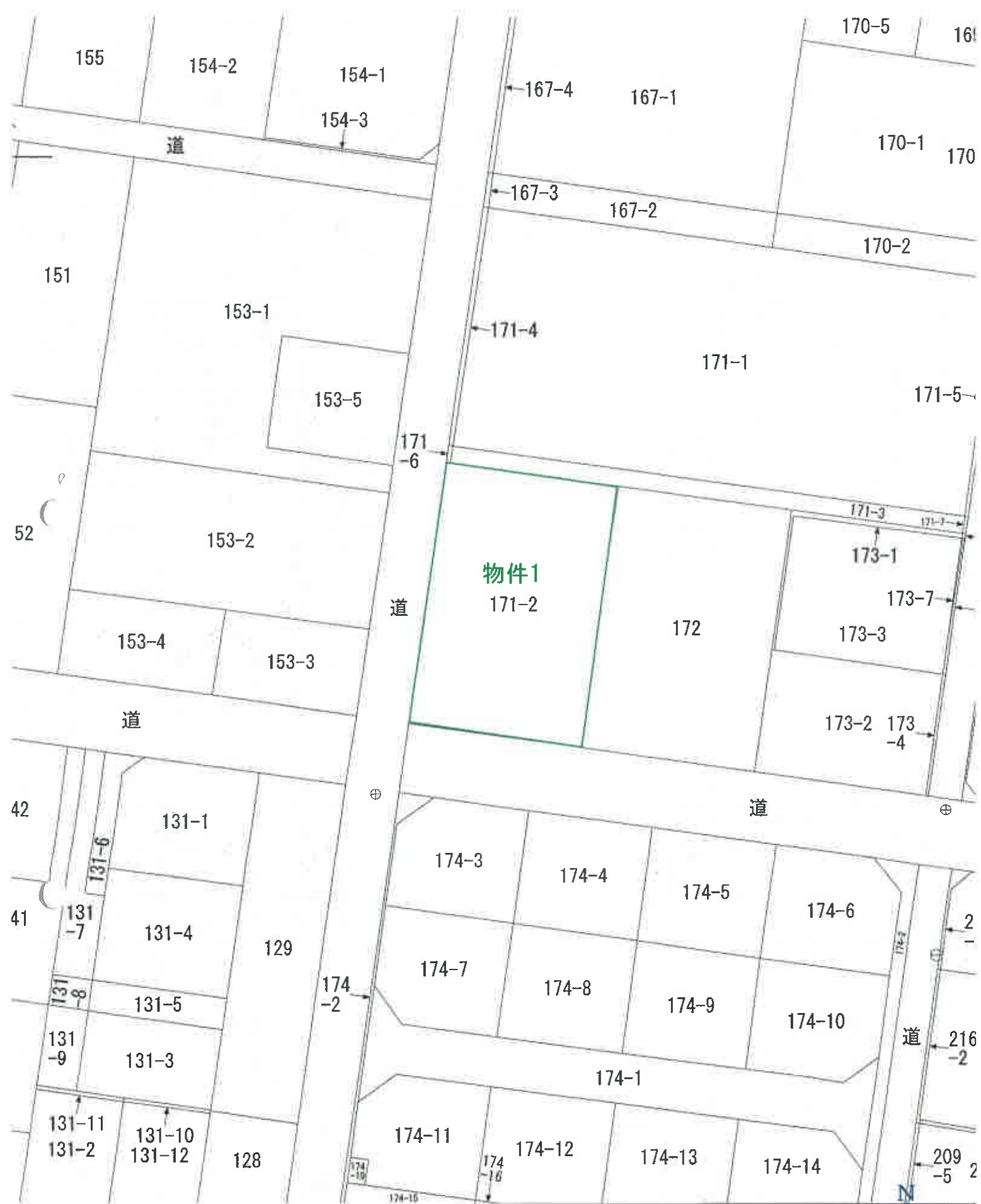
## 執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、各階平面図、建物図面、土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件土地は、西側及び南側が市道に接している他、北側は郡山市が所有する公衆用道路及び第三者が所有する雑種地に、東側は第三者が所有する宅地に、それぞれ接している。
- 3 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。
  - (1) 本件土地は、目的外建物（171番2）の敷地として利用されている。
  - (2) 本件土地上の北東側にカーポートが、北西端に電柱（アンテナ柱）が存する。
  - (3) 本件土地の西側市道に面した玄関付近のタイル部分において、数センチメートル陥没しているのが確認された。
- 4 本件土地の占有について、調査した結果は次のとおりである。
  - (1) 元々本件土地はAの祖父Eの所有であり、そこに平成4年7月、Aの両親B（持分3分の2）及びC（持分3分の1）名義の目的外建物を新築している。
  - (2) 平成18年10月にBが亡くなり、目的外建物のBの持分3分の2をDが相続した。
  - (3) 平成28年6月にEが亡くなり、本件土地は、D及びAが各2分の1ずつ相続した。
  - (4) 平成4年7月に目的外建物を建てて以降、家族で住んでおり、本件土地を利用するについて、特段の契約等はしていなかった。
  - (5) BとEが死亡しAとDがそれぞれ相続した以降も、同目的外建物で同居しており、本件土地の利用権についてAから聴取したところ、特段賃貸借契約を結んだことも地代を受領している事実も確認できなかった。
  - (6) よって、目的外建物の本件土地に対する敷地利用権は、使用貸借によるものと認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R 6 年 1 2 月 2 日 (月) : - :	福島地方法務局郡山支局	登記事項要約書交付申請 (同日受領)
R 6 年 1 2 月 1 3 日 (金) 1 3 : 4 0 - 1 3 : 5 0	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
R 6 年 1 2 月 1 8 日 (水) 1 0 : 0 0 - 1 0 : 2 0	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行 債務者から事情聴取
R 6 年 1 2 月 1 8 日 (水) 1 4 : 3 0 - 1 4 : 4 0	福島地方法務局郡山支局	閉鎖登記簿謄本交付申請 (同日受領)
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 6 年 1 2 月 1 8 日 目的外建物内に債務者は在宅していたが、立会いを拒んだため、立会人を立ち合わせた。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



( 8 枚目 )

1/500  
公図写

登記年月日：平成4年8月13日

5569006

各階平面図

H4.8.13

建物各階平面図

家屋番号

171-2

建物の所在

山形市芳賀二丁目171番地2



作製者

縮尺

1/

申請人

縮尺

1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(福島地方支務局郡山支局管轄)

令和6年10月16日

仙台法務局

登記簿

( 9 枚目 )

請求番号：40-2 (1/2)

A3をA4に縮小



登記年月日：平成4年8月13日

5569007

各階平面図

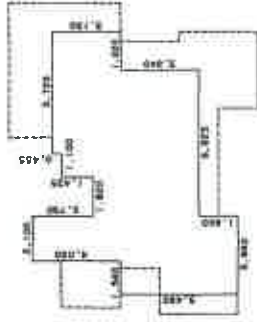
H4.8.13

建物各階平面図

家屋番号 171-2

建物の所在 那山市芳賀二丁目171番地2

2階



求積表

5.460 X 1.540	=	8.408400
9.510 X 2.100	=	19.971000
4.900 X 1.820	=	8.918000
6.335 X 1.100	=	6.968500
6.790 X 3.905	=	26.514950
3.150 X 1.820	=	5.733000
合計		76.513650
床面積		76.51㎡

1階



求積表

3.640 X 2.120	=	7.716800
2.730 X 1.820	=	4.968600
8.190 X 0.330	=	2.702700
9.510 X 2.100	=	19.971000
5.810 X 1.820	=	10.574200
7.245 X 1.100	=	7.969500
7.700 X 0.720	=	5.544000
9.700 X 1.365	=	13.240500
11.520 X 3.185	=	36.691200
5.150 X 1.820	=	9.373000
3.640 X 0.455	=	1.656200
合計		120.407700
床面積		120.40㎡

作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(福島地方方法務局郡山支局管轄)

令和6年10月16日 仙台法務局

登記官

( 10 枚目 )

請求番号：40-2

A3をA4に縮小

H4.8.13

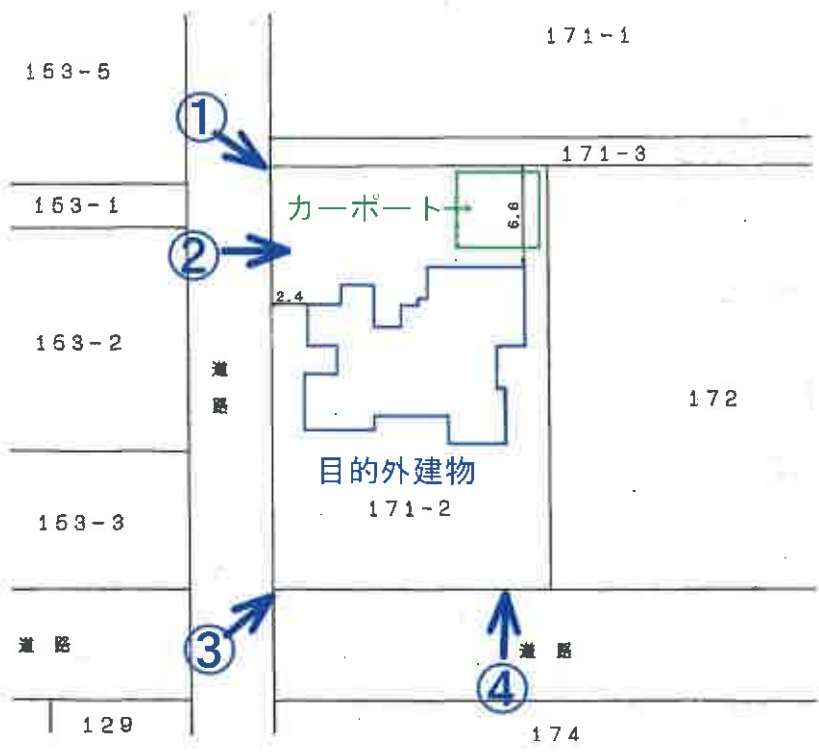
家屋番号 171-2

建築物階平面図

建物の所在 郡山市芳賀二丁目171番地2



←○撮影位置方向・写真番号



申請人 [Redacted]

縮尺 1/500

目的外建物



物件1

市道

No. 1

目的外建物



市道

物件1

No. 2

目的外建物



市道

物件1

市道

No. 3

目的外建物



市道

物件1

No. 4

令和6年(又)第33号  
令和6年12月18日 現地調査  
令和6年12月20日 評 価

福島地方裁判所郡山支部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

渡 邊 真 宏

## 第1 評価額

番号	評 価 額
物件 1	金5, 550, 000円

- 1 物件1の価格は、目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所在地 地目 地積	郡山市芳賀二丁目 171番2 宅地 498.00㎡	
番号	特記事項		
1	共有の土地であり、本件債務者兼所有者の共有持分は2分の1である。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東北本線「郡山」駅の南東方約1.3km（直線距離、以下同じ） 最寄バス停「芳賀小学校」の北西方約170m 芳賀小学校まで約100m ヨークベニマル方八町店まで約450m 郡山市役所まで約3.2km	
付近の状況	一般住宅、アパート、事務所等が見られる地域。 市街地東側に位置し、南方を県道小野郡山線が走り、周辺に小学校や公園等が所在する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 準防火地域 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし
画地条件	間口約18m、奥行約27.5m、地積 498.00㎡ 長方形、概ね平坦 南側道路より約0.7m高く接面 西側道路より0～0.7m高く接面	
接面道路の状況	南側 幅員約7m 舗装市道 西側 幅員約5.5m 舗装市道	（建築基準法42条1項1号） （建築基準法42条1項1号）
土地の利用状況等	土地共有者が目的土地上に目的外建物を共有し、占有している。 隣地は、一般住宅の敷地となっている。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり  （注） 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	



特記事項	<p>① 本件土地上の目的外建物の概要は次の通りである。</p> <p>目的外建物の概要（登記事項による） 家屋番号：171番2 種類：居宅 構造：木造スレート葺2階建 床面積：1階120.40㎡、2階76.51㎡ 共有者：C・D</p> <p>土地共有者Aによると、建物敷地については親子間の使用貸借であり、地代等の授受は無いとのことである。</p> <p>② 土地共有者Aによると、3・4年前の福島県沖地震で6cm程地盤沈下したとのことであり、敷地西側の玄関付近のタイル部分が数cm陥没している。</p> <p>③ 敷地北東側のカーポートは土地の定着物と判断し、土地価格に含めて評価した。また、物件1の北西端に電柱（アンテナ柱）がある。</p> <p>④ 東方に阿武隈川が流れている。郡山市洪水ハザードマップによると、洪水浸水想定区域（想定最大規模）で0.5m～3m未満、南側一部が3.0m～5.0mになっており、早期の立退き避難が必要な区域になっている。</p>
------	--

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別格差 イ	地積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	56,200	1.02	498.00	0.90	25,690,000

#### ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価公示 郡山-14

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{規準とした価格} \\ 55,300\text{円/m}^2 & \times 101.6 / 100 & \times 100 / 100 & \times 100 / 100 & \cong 56,200\text{円/m}^2 \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：100% (方位)

◇地域格差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

行政的條件：100%

格 差 率：100%

イ 個 別 格 差：街路条件：101% (幅員・歩道)

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：101% (方位、角地、規模)

行政的條件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：102%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	25,690,000	1.00	0.10	使用借権	2,570,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	持分 ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修正 オ	競売市場 修正 カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
1	25,690,000	- 2,570,000	1/2		0.80	0.60	5,550,000

エ 占有減価修正：なし

オ 市場性修正：共有持分のみ売却であり、需要者が限定的とならざるを得ないこと、地盤沈下があったことなどを勘案し、市場性がやや劣ると判断されるので所要の修正を行った。

カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示価格 郡山-14

所 在 : 郡山市芳賀二丁目174番12 「芳賀2-16-14」  
価 格 : 55,300円/㎡  
位 置 : 「郡山」駅まで道路距離で約1.7km  
価 格 時 点 : 令和6年1月1日  
地 積 : 157㎡  
供給処理施設 : 水道、ガス、下水道  
接 面 街 路 : 北側5m市道  
用 途 指 定 等 : 市街化区域  
第1種住居地域  
建ぺい率 60% 容積率 200%  
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中にアパート等が見られる住宅地域

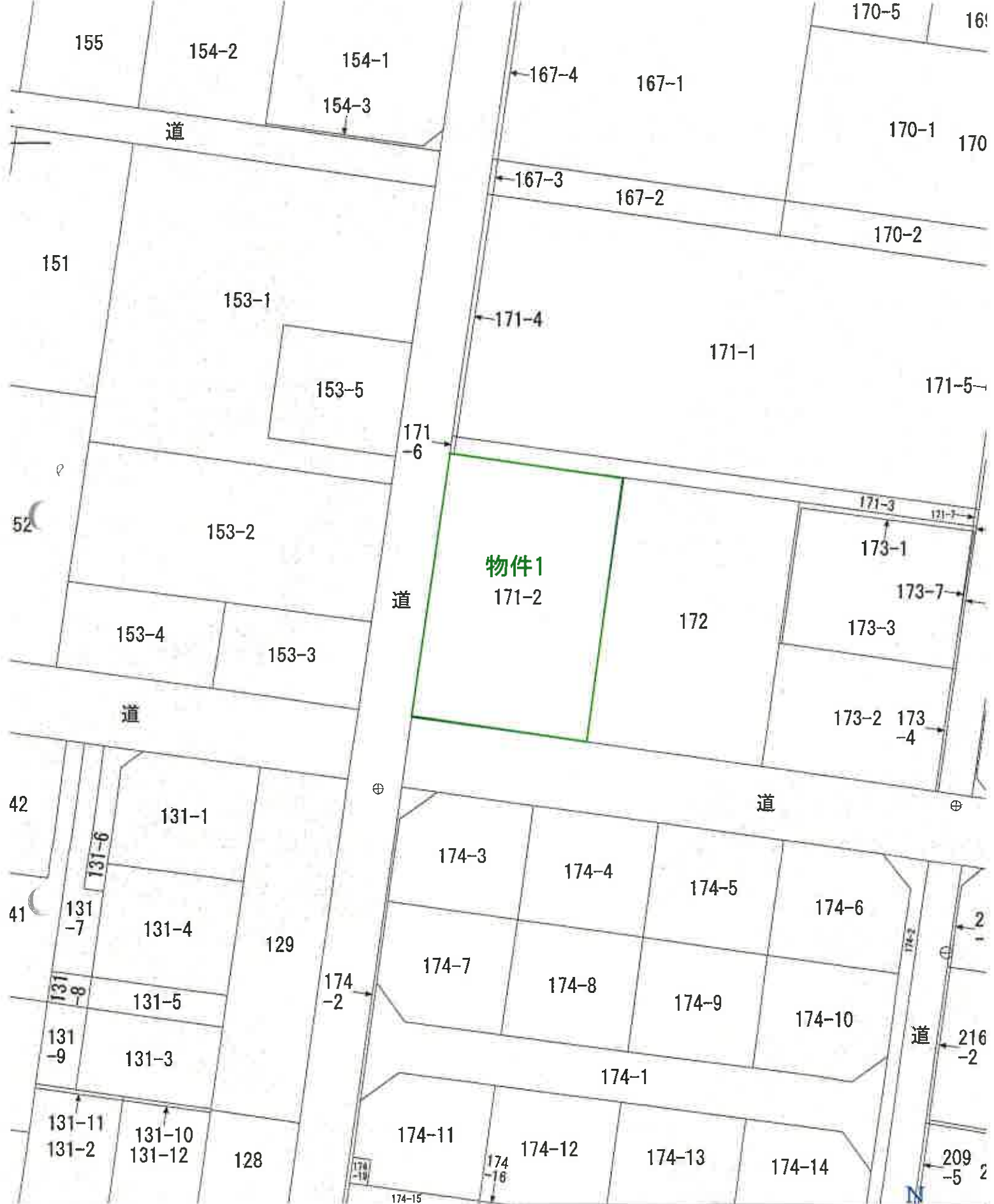
### 2 固定資産税課税標準額（令和6年度）

物件1 : 5,004,318円

## 第7 附属資料

公 図 写  
各階平面図・建物図面写  
土地建物位置関係図

以 上



物件1  
171-2

1/500  
公図写

登記年月日：平成4年8月13日

5569006

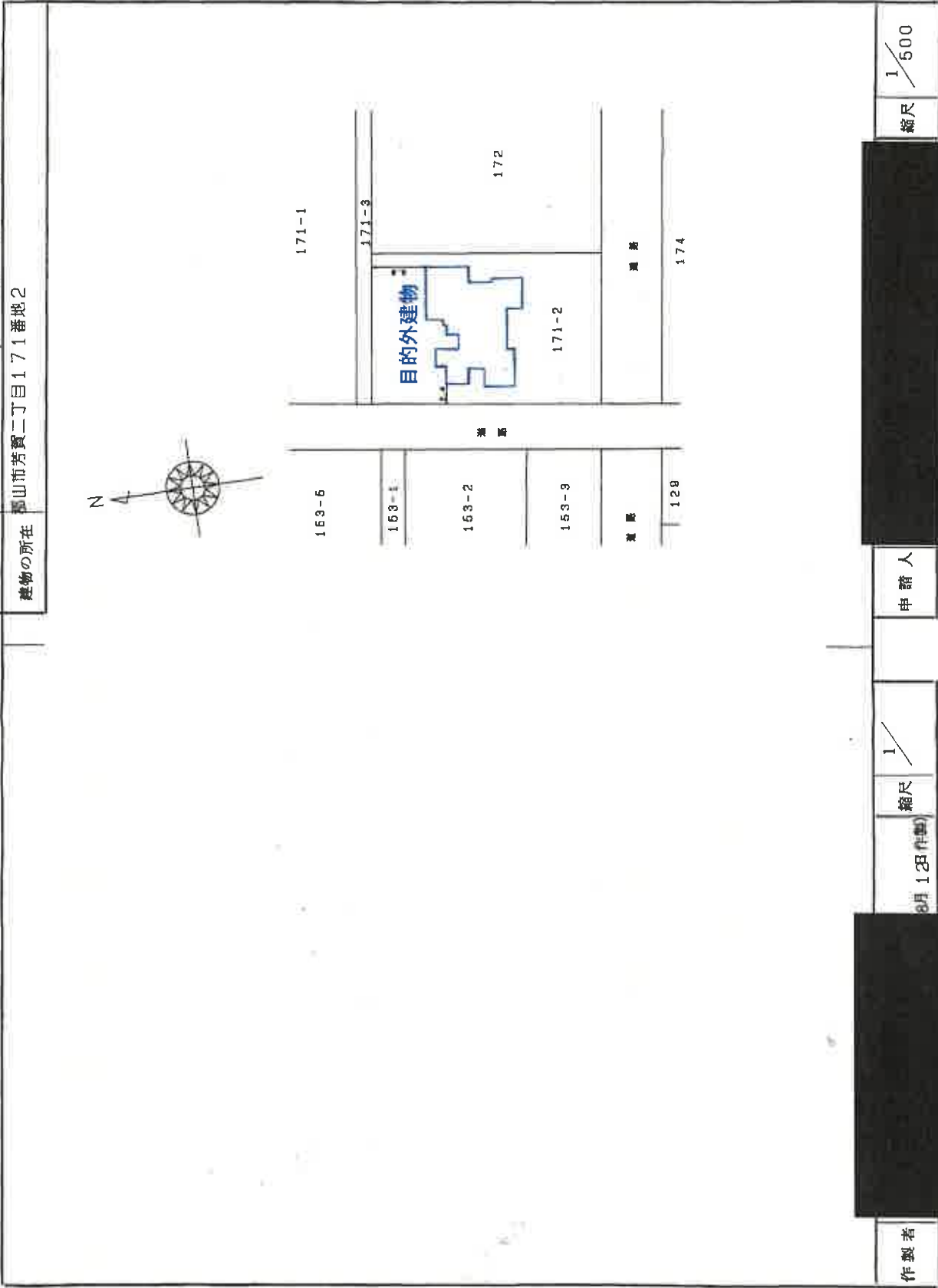
各階平面図

H4.8.13

建物図  
各階平面図

家屋番号  
171-2

建物の所在  
福山市芳賀二丁目171番地2



製作者

8月12日(作製)

縮尺

1/500

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(福島地方支務局郡山支局管轄)

令和6年10月16日 仙台支務局

登記官

A3をA4に縮小

登記年月日：平成4年8月13日

5569007

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(福島地方支務局郡山支局管轄)

令和6年10月16日 仙台支務局

登記官

A3をA4に縮小

図.....:40-2

各階平面図

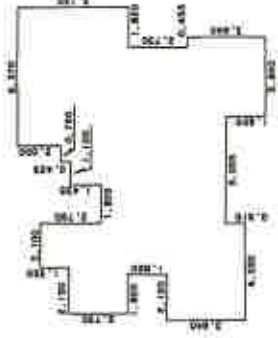
家屋番号  
171-2

建物の所在  
郡山市芳賀二丁目171番地2

H4.8.13

各階平面図

1 階



求積表

3.640 X 2.120	=	7.716800
2.730 X 1.820	=	4.968600
8.190 X 0.350	=	2.702700
9.510 X 2.100	=	19.971000
5.810 X 1.820	=	10.574200
7.245 X 1.100	=	7.969500
7.700 X 0.720	=	5.544000
9.700 X 1.365	=	13.240500
11.520 X 3.185	=	36.691200
5.150 X 1.820	=	9.373000
3.640 X 0.455	=	1.656200
合計		120.407700
床面積		120.40 m <sup>2</sup>

2 階



求積表

5.460 X 1.540	=	8.408400
9.510 X 2.100	=	19.971000
4.900 X 1.820	=	8.918000
6.535 X 1.100	=	6.968500
6.790 X 3.905	=	26.514950
3.150 X 1.820	=	5.733000
合計		76.513850
床面積		76.51 m <sup>2</sup>

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

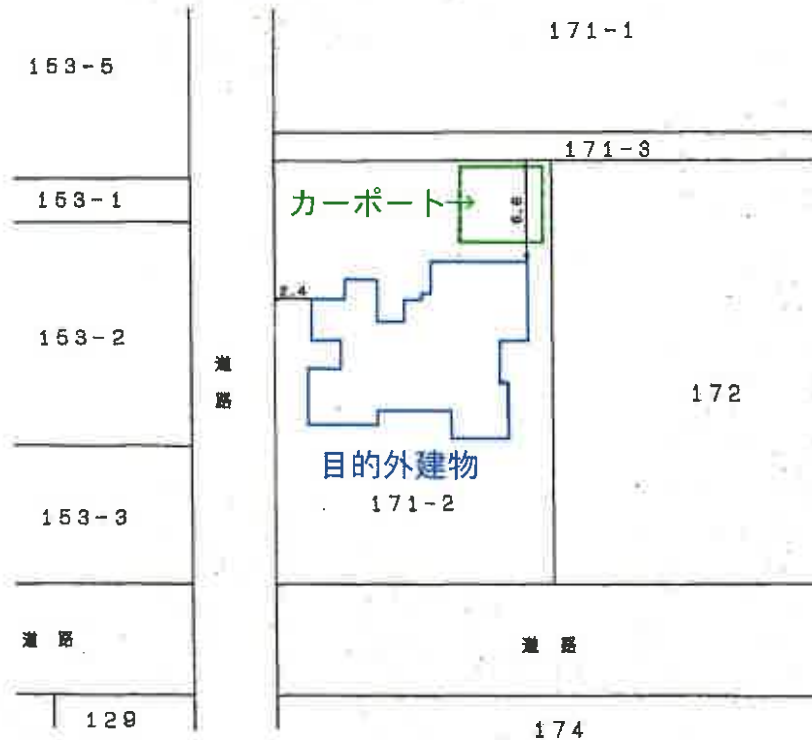
作製者

H4.8.13

家屋番号	171-2
------	-------

建築物図面図  
各階平面図

建築物の所在	郡山市芳賀二丁目171番地2
--------	----------------



申請人	[Redacted]
-----	------------

縮尺	1/500
----	-------

土地建物位置関係図